

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成27年6月24日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	阿部	治	夫

平成 26 年 度

財政援助団体等監査報告書

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

四街道市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

第3 監査の範囲

平成25年度、26年度における補助金交付対象経費に係る事業

第4 監査の実施日

平成27年1月28日

第5 監査の場所

四街道市シルバー人材センター

第6 監査の方法

補助金に係る出納及びその他の事務について関係書帳簿類等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

第7 監査の結果

補助金に係る出納及びその他の事務については、特に指摘すべき事項は認められなかった。今後とも安全面の配慮を徹底するとともに、新規受注先の開拓等に努め、会員の就業機会を確保するように図られたい。